

朝霞市条例第9号

朝霞市会計年度任用職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例

朝霞市会計年度任用職員等の任用、勤務条件等に関する条例（平成25年朝霞市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第8項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第11条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第7項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第15条第1項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（朝霞市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）
- 2 朝霞市職員の育児休業等に関する条例（平成4年朝霞市条例第10号）の一部を次のように改正する。
第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。